

# 奈良県における県民の受益と負担の総合的マネジメント(国保)

## A 県民の受益(H36年度見込み)

奈良県の国保の医療費総額(支払い診療報酬総額等)

1,177億円

(第3期医療費適正化計画上の医療費目標4,813億円の内数)

均衡

## B 県民の負担(H36年度見込み)

保険料による負担 218億円

受診時の自己負担 200億円

公費による負担(法定内繰入) 319億円

前期高齢者交付金 440億円

○医療費適正化の推進

○国保事務支援センターの設置

○国保事務共同化の推進

「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」

H36年度県内統一保険料水準

県民一人あたり 71,158円

(介護保険及び後期高齢者医療への納付金を含めれば113,736円)

## A受益とB負担が均衡しない場合

当該マネジメントに当たっては、医療機関の経営状況を適切に勘案

H36年度医療費が見込み(1,177億円)を超過する場合 (A>B)

- 選択肢
- ①赤字補填(法定外繰入等)⇒不可
  - ②保険料による負担総額の引上げ⇒統一保険料水準の更なる引き上げ
  - ③支払い診療報酬総額の引下げ⇒高齢者の医療の確保に関する法律の規定による権能の行使(地域別診療報酬の活用)

H36年度医療費が見込み(1,177億円)を下回る場合 (A<B)

- 選択肢
- ①将来の医療費増に備えた基金積立て
  - ②保険料による負担総額の引下げ⇒統一保険料水準の引下げ
  - ③支払い診療報酬総額の引上げ⇒高齢者の医療の確保に関する法律の規定による権能の行使(地域別診療報酬の活用)